

第 353 回

広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 5 年 10 月 19 日)

第353回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年10月19日（木）午後2時05分～午後3時10分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室
(広島市中区基町10-52)

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和5年9月29日（金）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

3 出席者

委員（7人） 飯尾協、八谷輝行、山崎英治、山下頼信、河合幸一郎、中尾文治、
宮林豊

県（6人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	木村 剛司
	〃	技 師	石井 友香里
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（3人） 福地次長、中林主査、青山技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第21号議案 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

(2) 報告事項

- ・令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動結果について

(3) その他

- ・全国内水面漁場管理委員会連合会研修会結果について

6 議事の経過

午後2時05分、事務局の福地次長が第353回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は7名で、本委員会が成立していることを報告した。

続いて、議事録署名者に中尾委員と宮林委員を指名し議事に入った。

【第21号議案 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について】

議長 それでは議事に入ります。

第21号議案「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

福地次長 （提案の理由を説明した。）

石井技師 （資料1―1によりKHV発生状況等について説明した。）

青山技師 （資料1―2及び1―3により委員会指示の内容について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございませんか。

議長 これはずっと継続している委員会指示ですよ。何年前から継続しているのでしょうか。

福地次長 平成16年から継続をしまして、発生状況をみながら知事が公表する水面に関しては過去に拡大をしております。

議長 これまでに発生した水系に限って拡大しているということですね。

福地次長 はい、そういった例に合わせて調整をしております。

中尾委員 2点質問をさせてください。1点目は資料1―2の「第一の二 放流等の制限」の所で1では放流してはならない、3は遺棄してはならないとあります。放流と遺棄の違いを教えてください。2点目は同じ項の2でPCRによりKHVに汚染されていないことを確認するとありますが、検査は誰が行うのでしょうか。もし条例等で決められているのであればその方がすると思いますが、決められていないのであれば誰がするのでしょうか。

福地次長 内水面漁協であれば増殖を目的として放流する活動もあります。増やすことを目的としており、悪意がないものを放流としていますが、例えばKHVに感染している疑いがあるなどで飼っているコイを捨てるといったものを遺棄として書き分けていま

す。次にPCR検査をする場所ですが、おそらく有料になると思われますが、広島県水産海洋技術センターがあります。その他、分析可能な機関がいくつかあると思われますが、基本的にはコイを放流しようとする方が費用負担をして放流種苗が安全であるかを確認することになっています。

飯尾委員 放流をする場合は、放流をする人が検査をするということですね。

議 長 検査費も負担をしないといけないですね。

福地次長 はい。

議 長 種苗放流の検査の時に、放流する種苗をすべて検査することはできないのでランダムに選んで検査をすると思いますが、検査の方法にマニュアルや国からの指示があるのでしょうか。

飯尾委員 養殖しているコイではあると思いますが。

福地次長 おそらく国が示した基準はあると思います。

宮林委員 要は同じ水系で試験的にコイを飼育して、30匹とか50匹とかを検体として検査して判断すると思います。

飯尾委員 ニシキゴイでは輸出しようとするすると輸出錦鯉衛生証明書が必要で、その際の計算方法が国で定められています。

議 長 それは全て検査しているのでしょうか。

飯尾委員 飼育している養殖施設で30尾以上が必要といったことが決めています。

宮林委員 同じ水系で飼育しているものを検体にすると思います。

議 長 その基準を満たせばよいということですね。

飯尾委員 基準に基づいた検査で判断し、全国で統一されています。

宮林委員 民間でもできますよね。広島県環境保健協会でもできるのではないのでしょうか。事故が発生したときは県が対応しますが、商業ベースでは民間に持ち込むことになると思います。

議 長 昔は生物学的にコイに近いフナやニゴイも感染すると言われていた気がしますが、今は完全にコイ特有の病気と考えられているのでしょうか。ニゴイ等のコイ科の魚が媒介者となる可能性もありますので、本当にコイしか感染しないのかは疑問に思います。

宮林委員 フナは感染しないですね。コイのみに感染すると言われてましたよね。

飯尾委員 毎年、錦鯉業者が広島県水産海洋技術センターの魚病の研修を受けますが、変わらないと言われていました。

議 長 一時、発生件数が多い時にフナも危ないと言われていた気がします。

宮林委員　コイとフナを同じ池で飼育することが多いので、フナも注意して入れないでくださいということだと思います。

議　　長　　資料の記載から言うと同じ池で飼育するコイが感染していても、フナは感染しないということですね。

宮林委員　KHV発生当時は、水を介してということがあって、リスクがあるため、フナも感染が起きた池から入れてはいけないと言っていました。

議　　長　　今は完全にコイだけに限定しているということですね。

宮林委員　ただ、KHVが発生している近くで飼育しているフナを放流するのはちょっと待ってしてくださいと言っています。

飯尾委員　水の接点がある場所は危ないということだと思います。フナを飼育している水に混じりこむという可能性があります。

議　　長　　他に、ご意見、ご質問はありませんか。ないようでしたら、第21号議案「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について」は、原案のとおり、委員会から指示を継続して発動することによってよろしいでしょうか。

全委員　　はい。

議　　長　　異議なしということですので、第21号議案は、原案のとおり指示を継続することに決定します。

【報告事項 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動結果について】

議　　長　　それでは、報告事項に移ります。

「全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度提案行動結果について」事務局から報告をお願いします。

福地次長　（資料2により令和5年度提案行動結果について説明した。）

議　　長　　ただいまの報告について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございませんか。

議　　長　　9ページのサギやカモ類についてですが、カワウについては被害が大きいと思いますが、サギやカモはあまり影響がないように思います。農水省はカワウと同等に対策を行わなければいけないという認識なのでしょうか。カワウは近年増加していると思いますが、サギについては増加している気がしないと思います。

福地次長　農水省からの回答だとカワウを対象にした対策を考えておられて、最後の方でサギ類にも被害防止策が使えるのではないかとされています。環境省はサギやカモの被害が増えているという認識はされているようです。いずれにしてもサギとカモの被害量については水産庁からは出ていません。カワウとサギだと魚の取り方が大きく異な

っていますが、サギに関しては巢の掛け方や糞の被害がカワウと同じということで同一視されていると思われますし、カモ類については藻類の養殖には被害があるのかもしれない。

議長 藻類の他に、小魚や稚魚ぐらいでしょうね。カワウについては、大きな図体ですぐ食べるのに加えて、群れで行動して魚を追い込んで捕食するので、たくさん食べると思いますが、サギについては、基本的に単独で行動します。根拠もなしに一緒に防除していくというのはおかしいなと思います。根拠に基づいて、対策をしていくべきだと思います。他に、ご質問はありませんか。

山崎委員 養殖業者からするとサギについては、池の縁に立って養殖魚を食べてしまうこととBKD（細菌性腎臓病）等の魚病を媒介するというので被害があります。天然河川ではあまり被害は感じません。

飯尾委員 広島県の北部でも補助事業でカワウ対策を行っておりますが、対象になっていないサギの方がたくさんいると聞きます。

議長 そうなのですね。特にアオサギは大きいですし、すごく食べますからね。11 ページ目からの水質保全の項目について、要望や回答をみると水が悪くなっているのが良くするためにどうするかという考えが浸透していますが、この 20 年全国の河川に行って感じるのは、水が悪くなって魚が減っているというよりきれいになりすぎて珪藻や藍藻、緑藻などの苔が生えず、魚が減っていると思います。現在は水がきれいになりすぎて、川の一次生産が下がることが問題だと思うのですが、そういった観点からの要望はないのでしょうか。

福地次長 この項目は主に農薬や肥料の影響について言われており、それについての環境基準、要は新しく出てきた薬剤に対して基準がないということを言われているのが主体だと思います。例年事務局にアンケートで聞いてこられる中には、ダムの運用に対して切り口がないか探すような内容のものが 있습니다。それに関しましては、各漁協からできる限り聞き取りをして、取りまとめたうえでお返しをしています。

議長 魚が減っている要因は、理想的な環境というよりも水がきれいになりすぎたことによって餌が減っていることだと感じます。他に、ご意見、ご質問はありませんか。

全委員 はい。

議長 なければ、その他に移ります。

【その他 全国内水面漁場管理委員会連合会研修会結果について】

議長 先日開催された令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会の委員・事務局員研修

会について、事務局から報告があります。

福地次長 （資料3により委員・事務局員研修会の内容について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございませんか。

八谷委員 遊漁券の販売方法としてオンラインでする方法のお話を業者からいただきますが、漁協が小さいため、そこまでする能力がありません。最終的には遊漁者は魚がいれば増えます。例えば帝釈峡で言うと、以前はワカサギがあまりよくなかったですが、今シーズンはワカサギがよく釣れました。従来は日券が10人から20人でしたが、今年は200人近くいました。要するに魚が釣れれば、釣った人がSNS等で拡散するため、ものすごく人が来ます。ただ、帝釈峡のワカサギの場合はあまりたくさん来ていただくと釣り場がなくなってしまうので、トラブルが起きてしまいます。結論、魚が釣れさえすれば遊漁者は集まると感じております。

山崎委員 遊漁者を増やすというので、魚が釣れればその漁協には遊漁者が増えます。しかし、他の漁協からは減ってしまいます。吉和川では安定して収入がありましたが、高津川と江の川でよく釣れるとなると2割から2割5分減収となります。要するに減収分の遊漁者は高津川に行き、高津川の遊漁者は増加していますが、吉和川の遊漁者は減少していると考えられます。遊漁者の全体数が一緒なので客の取り合いをしているだけということになります。遊漁者を作っていくということをしなければいけません。

飯尾委員 法律の縛りがあり、漁協の地区外の人はいれないため、組合員の人を増やすには、地元の遊漁者を入れることになる。収入の面から言うと、遊漁者が来てくれなければ儲からない。現在はアユよりも若い人が入りやすいマスターゲットにして取り組んだ方が収入増につながりやすい。以上のような話ですね。

山崎委員 組合員が増えると安定収入が増えますので、いかに組合員を増やすということが重要です。川に親しみをもつ人を増やしていかなければなりません。

八谷委員 川が好きな人を増やしていかなければどうにもなりません。

議長 次の世代に川に興味を持ってもらうことも重要ですし、もう一つ言いたいのは川へのアクセスを良くすることも重要だと思います。漁協によっては、きれいに川を整備して、安全に川へ降りれるようにしているところもありますが、高い葎をかき分けていかなければいけないところもありますので、アクセスを良くすることも必要だと思います。

山下委員 錦川は川へ降りる道が多くありますが、広島県はありません。

議長 降りる道を整備するだけで、遊漁者は増えると思います。実は若い人はたくさん釣ることを望んでなく、川で遊ぶことを楽しんでいます。アクセスを良くし、魅力をた

くさんアピールしていくことが重要だと思います。

八谷委員 ルアーでくる若い人が増えてきました。ただ、先ほど言われたとおり田んぼの周り
はメッシュの柵があり、川へ降りる場所がありません。柵等がなかったとしても、草
がたくさん生えていますので、アマゴの漁場では数か所草を刈って川へ降りることが
できるようにしています。

議 長 シカよけのために長い柵があったり、有刺鉄線があったりしますよね。

八谷委員 有刺鉄線があると非常に危なく、またぐことができないので、川へ降りれません。

議 長 研修会で発表されていたのは中村智幸さんでしたよね。中村さんについてはよく知
っておりますが、関東ではアユの釣り人口は減少していく一方で、溪流魚では遊漁券
がたくさん売れており、その利益でアユにお金を使われていると言われてました。地
域ごとに儲かる方法を考えておられました。

八谷委員 今は漁協の経営が大変な状況です。ダム補償がない漁協では運営ができないのでは
と思います。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。委員
の皆様のほうから、何かありますでしょうか。

飯尾委員 前回の委員会で小池委員が言われていたオオサンショウウオの調査の件について、
漁協に話を聞いてきました。オオサンショウウオの調査は何年も前から実施されてお
り、毎年申請をしていただきそれに対して毎年許可をしてきたということでした。た
だ、これは漁業権の上流域であり影響がないということでした。なぜ、今回は承さ
れなかったのかというお話を聞くと、アユの保護区域として一番重要なポイントで漁
期に調査をさせてくれというお願いだったため、やめてくれと回答したということ
でした。これについては、当然なことだと思います。漁期の途中での話のため、今年
は了承できないということで、来年はアユを放流する前の4月に調査をするというこ
とで合意されているとのことでした。オオサンショウウオについては増えすぎたこと
で食害の被害がありますが、天然記念物ということもあり共存していかなければなり
ません。昨年の11月には内水面漁業協同組合連合会主催で研修会を開催し、広島大
学の先生に来ていただいて知見を深めることをしております。オオサンショウウオを
調査する側も漁業側の状況を把握したうえで調査の申し込みをしていただければあり
がたいと考えています。

議 長 それでは、これをもちまして、第353回広島県内水面漁場管理委員会を終了します。
慎重な審議をしていただき、ありがとうございました。

(午後 3 時10分 閉会)